

報告第 2 号

掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 4 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 8 月 10 日提出

掛川市・袋井市病院企業団
企業長 宮 地 正 彦

(単位：％)

会 計 の 名 称	資金不足比率
掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計	－

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「－」と表示した。